

# 豊満神社下之郷の馬頭人

初午のピシャトウの行事を中心に

福 持 昌 之

愛知川町史研究 第1号 別刷

愛知川町教育委員会 町史編さん室

2003年3月

# 豊満神社下之郷の馬頭人

初午のピシャトウの行事を中心に

福 持 昌 之

## はじめに

滋賀県愛知郡愛知川町豊満に鎮座する豊満神社は、かつての大国荘の総社である。元亨三年（一三二三）に建てられた四脚門（惣門）が現存し、国の重要文化財に指定されていることで知られている。

中山道から豊満神社の御旅所（愛知川町大字市）へ向かう分岐（愛知川町沓掛）には、「旗神豊満大社」と彫られた道標があり、「ハタガミ（旗神）サン」とも呼ばれている。これは神功皇后の軍旗を祀って創建されたという伝承によると考えられており、豊満神社境内の竹を軍旗の棹に使うと縁起がよいと言われている。なお、大字市の御旅所は、数十年に一回の大渡りに使われるが、毎年の例大祭では使われておらず、祭礼行列は大字豊満の御旅所までとなる。

大国主命のほか、足仲彦命・息長足姫命・誉田別尊を祭神としているが、神功皇后と息長足姫命とは、神話形成上の関わりが深いといわれており、このような結びつきがみられる

ことも興味深い。

## 一 豊満神社の氏子地域

豊満神社の氏子地域は、愛知川の上流域から順に、上之郷、中之郷、下之郷に分かれ、豊満神社の位置する豊満は中之郷に区分されつつも、宮元としても理解されおり、その立場は興味深い。

- 上之郷 湖東町長（オサ）
- 同 大清水石仏（オオシユウズイシボトケ）
- 同 清水中（シユウズナカ）
- 同 北清水（キタシユウズ）
- 同 南清水（ミナミシユウズ）
- 同 西菩提寺
- 同 勝堂（シヨウドウ）
- 愛知川町畑田（ハタケダ）
- 同 苅間（カリマ）
- 同 平居（ヒライ）

中之郷 愛知川町東円堂（トウエンドウ）

彦根市野良田（ノラダ）

宮元 愛知川町豊満（トヨミツ）

下之郷 秦荘町南野々目（ミナミノノメ）

同 矢守（ヤモリ）

愛知川町市（イチ）

彦根市肥田登（ヒダノボリ）

同 海瀬（カイゼ）

同 金沢町長江（カナザワチョウナガエ）

現在は氏子から離脱している

豊満神社の氏子地域は、おおよそ中山道で分断されている。

中山道の付近には、愛知川宿の氏神である八幡神社の氏子地域、式内社である石部（イソベ）神社の氏子地域、そして大隴

（ダイロウ）神社の氏子地域がある。それらを挟んだ形で存在

する、彦根市域の氏子地域は、もともとの大國荘ではなく、

近世になって氏子に編入された地域である（1）。

また、下之郷の海瀬は昭和二三年（一九四八）頃に、中之

郷の野良田は昭和三五年（一九六〇）頃に、上之郷の勝堂は昭

和五五年（一九八〇）の大渡りの後に、それぞれ氏子から離

脱した（2）。

大國荘における上中下の三区区分は、中世史料にも確認され

る。天文二四年（一五五五）四月一八日の「豊満大明神御渡

り次第」（豊満神社文書）（3）は、「大國庄神輿」「大國上庄神

輿」「大國下庄神輿」と三つの神輿のお渡りが見えるが、この

うち大國庄が中庄に比定されている（4）。しかし、中庄の成立

については、もう少し違った見方をすべきだと思う。

同文書には、御渡と還御の次第の後に、

右従先規至去年有来次第

当社御神事諸役人渡り次第上下庄衆及相

論間従 先規至去年有次第以一書申上候聊以右

旨偽り申者忝茂 靈社起請文之御罰可被蒙者也

仍論造状如件

とあり、祭祀行列の諸役について上庄と下庄の間で相論があ

ったこと、その解決措置として従来までの祭祀行列について

の記録をおこない、それに起請文として連署したことがわか

る。ただ、この文書の末尾に見られる連署は、前半部はいき

なり国人層とみられる人物名、そして「百姓衆」の人物名が

書かれおり、後半部にみられるような「大國上之庄」といっ

た表記がない。当事者として上下両庄の署名があるべきであ

るので、前半部は下庄の連署であるという考えが妥当である

う。しかし、この紙背（5）に

豊満祭礼渡り次第上下庄依相論

被加御記明先規之旨上之庄衆并中庄

衆以異 起請文被 付社頭江被筆

之訖其写書被封続 上者当庄上

中下庄共仁可為後証者也

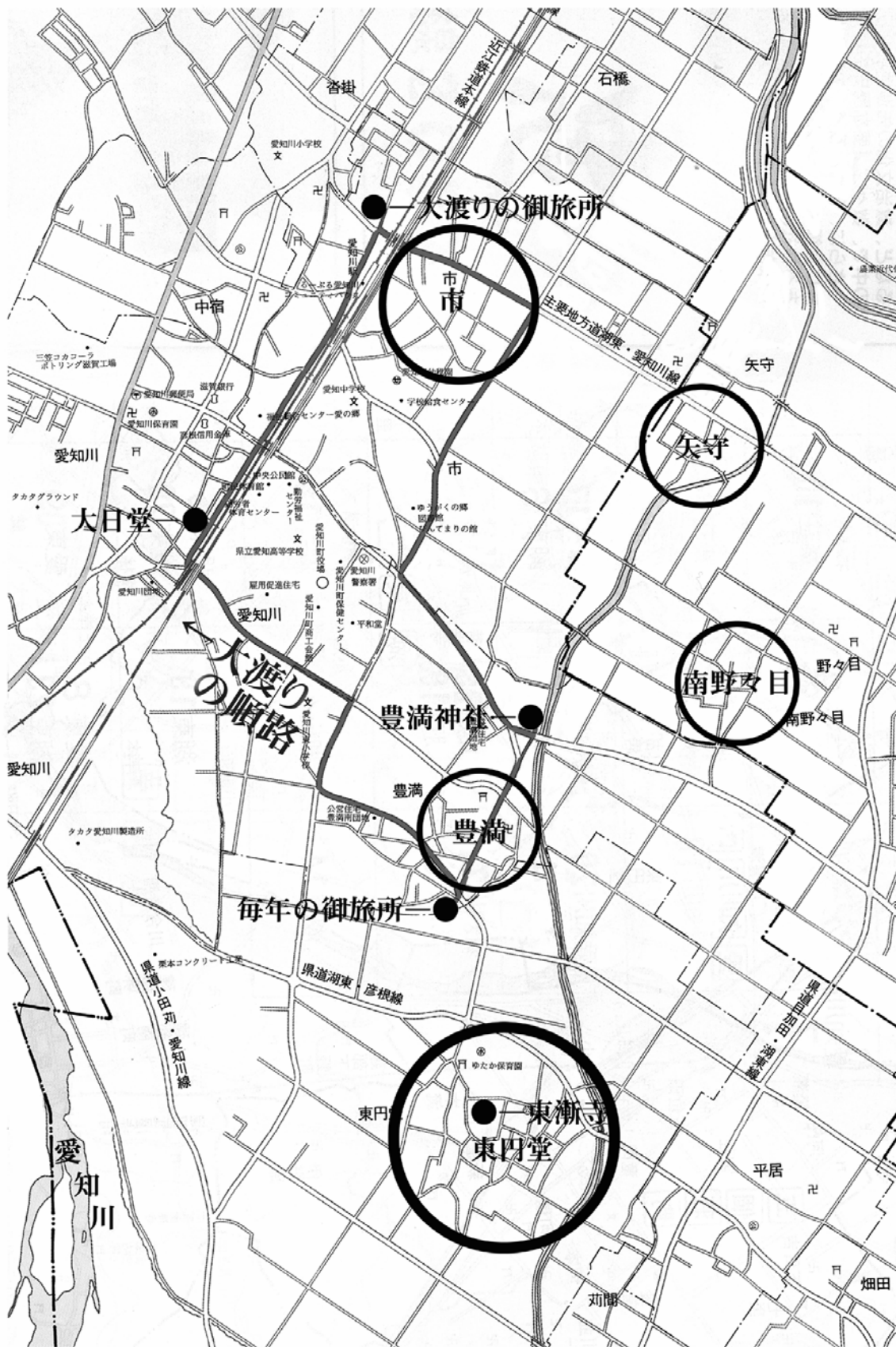
とあり、相論は大國上庄と下庄の間の出来事であったが、起

請文作成に関わっては中庄も関係していたことがわかった。

とすれば、この相論の解決は宮元である中庄と上庄が協同し

て下庄をリードする形で進められた可能性もある。ただ、前

### 豊満神社関係図



ゼンリン住宅地図 2001 『愛知川町』所収の「愛知川町区分図（原図は愛知川町地形図 1:10000）」をもとに、加除を加えた。

半部のみにみられる「神主」「菩提寺神主」の人物名は、「百姓衆」に含められていることから、豊満神社の神職と比定するべきではない。十分な分析や検討ができていないので憶測の域を出ないが、現在でいうところの大字レベルの神社に存在する当番神主を表しているのではないだろうか。

いずれにせよ、天文二四年（一五五五）の段階で、大国荘が上中下の三つに別れていたことが分かる。

これより以前、観応三年（一三五二）一月八日には、興福寺東円堂領より大国郷に対して乱妨があった<sup>6</sup>。東円堂は、現在の奈良県庁から登大路県営駐車場のあたりにあった興福寺境内に位置する八角円堂である<sup>7</sup>が、大字東円堂はその所領だったと伝えられている。

さらに、康暦元年（一三七九）一月一日には興福寺権別当職を持つ松林院によって豊満神社に梵鐘が寄進されており<sup>8</sup>、「東円堂春日神領大国庄」<sup>9</sup>と刻まれていることを考え合わせると、観応三年（一三五二）から康暦元年（一三七九）にかけて大国荘が興福寺の影響下に入ってくるなかで、もともと宮元としての性格を帯びていた大字豊満と、そこに地理的に近い大字東円堂が、共に中庄として位置づけられたと思われる。

## 一一 豊満神社の祭祀と組織

豊満神社の春の例大祭は、上中下のそれぞれの郷が神輿を一基ずつ担ぎ、大字豊満の集落の外れにある御旅所までお渡

りをする。しかし数十年に一回、大渡り・長渡りと称して大字市にある御旅所までお渡りをする。このお渡りの行列に、上中下之郷および宮元から、それぞれ馬頭人一名がたてられる。馬頭人は、お渡り行列において、狩衣烏帽子および騎馬にて参列する大役で、豊満神社の神職に準じた扱いをうける大役である。

上中下之郷と馬頭人との関係について整理してみよう<sup>10</sup>。上之郷の馬頭人は、大字長から出されることが通例となっており、長神社の当番神主があたる。一方、神輿舁きは、上之郷を構成する九大字を三つに分け、輪番であたる。

平成一三年（二〇〇一） 清水中・長・西菩提寺

平成一四年（二〇〇二） 畑田・平居・苅間

平成一五年（二〇〇三） 三清水

南清水・北清水・大清水石仏の三つの清水を指す  
また、お渡り行列に獅子頭を持って参列するのは、大字清水中と決まっております、これを獅子座という。

中之郷の馬頭人は、大字東円堂から出されるが、かつては大字愛知川の大日堂の講中から出されていたという<sup>11</sup>。また、大字豊満は、宮元として別に馬頭人を出す。

下之郷の馬頭人は、大字市と大字矢守から隔年交代で出されているが、かつては大字南野々目を含めた三大字の特定の家筋によって勤められていた。それらの家筋で神社頭講が構成されていた。毎年二月の初午に頭渡しの儀式がおこなわれ、豊満神社に参詣し、奉告祭をおこなう。この行事をピシャトウという。



図1 センリキノモチ（千力餅）を三方に盛る

豊満神社の祭礼に供奉する馬頭人のなかで、豊満神社を巻き込んだ形で頭渡し行事がおこなわれるのは、下之郷だけである。

### 三 初午の神社頭びしゃとう

ピシャトウの行事は、『日本歴史地名大系 25 滋賀県の地名』（平凡社）には次のように記されている<sup>12)</sup>。

特殊神事として二月初午の日の神社頭がある。市と秦荘町矢守とが一年交替で頭人を決め、頭人は黒衣を着し、小餅三六五個と神酒とするめを神前に供え、一同が参拝する。

ここでは「特殊神事」という表現が気にかかるが、国家神道化されていない、従来からの神事をさす言葉と理解すべきである<sup>12)</sup>。

平成一五年（二〇〇三）は、大字矢守から馬頭人を出す年であり、初午の神社頭の行事は二月二日（日曜日）に行われた。以下、その時の様子を報告する。なお、馬頭人に当たる家は、現在、大字市は五軒、大字矢守は二九軒であり、後者のほうが複雑な形で継承されている。

初午の数日前、馬頭人に当たる人の家では、直径四センチ高さ一センチほどの小餅を作る。これは、センリキノモチ（千力餅）といい、かつては一年三六五日の日供を一時に供えるものと言われていたが、今は特に数は定まっていない。この餅を作るのは、男性だけときまっており、馬頭人の家族であっても女性は携われない。そこで、大字矢守の世話番の男性





図2 拝殿における神事の様子（手前が大字市、奥が大字矢守の人たち）

が集まることのできる日を調整し、男手を揃えて作る。この年は、話し合いの結果、一月三〇日（木曜日）の夕方におこなわれた。餅米は二升用意し、センリキノモチを三〇〇個程つくったという。大字市の当番だった平成一四年（二〇〇二）は、センリキノモチは餅屋に注文して作らせたという。なお、ビシャトウの後に頂くセンリキノモチのお下がりには、食べると、妊婦は安産を得ると言われている。

初午の当日、二月二日（日曜日）午前七時半頃、新馬頭人と大字矢守の宮参り番（六人）が豊満神社に集まる。新馬頭人は、昨年の神社頭の日に預かった文書箱を持参する。豊満神社の神職も、同席する。馬頭人に当たらない大字市の人たちは準備にも携わらないため八時頃にならないと集まらないが、衣装は昨年の馬頭人が持っているため、それだけは準備中に届けに来る。馬頭人の衣装は、他の郷は浅黄色などをしてているが下之郷は黒色をしており、別格であるという。

神饌として、センリキノモチとするため、御神酒を拝殿に供え、馬頭人は衣装を着替える。

午前八時頃になると、大字市の人たちもあつまり、社頭で神事が執り行われる。大字市は馬頭人にあたる家筋が少ないため、その全員が参加する。拝殿では、本殿に向かって右側に矢守の人たちが、左側に市の人たちが座る。神職による祓詞、祝詞などがあり、玉串奉奠で社頭での神事は終了する。

社務所に戻ると、馬頭人は衣装を着替え、センリキノモチとするためを両字の人たちに配分する。その後、一同会して、「神社頭初午順番控帳」に今年分を記入・交合し、文書箱に

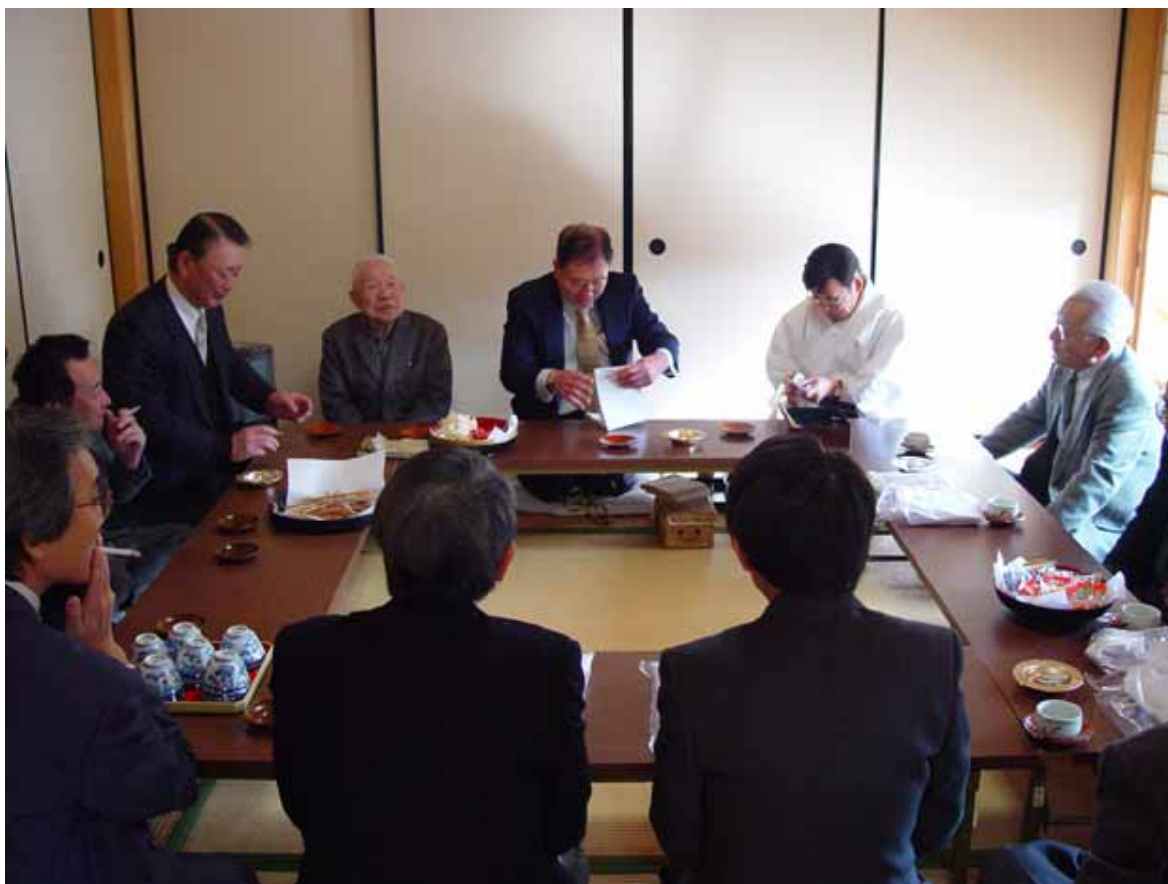


図3 神事帳の記入および交合（社務所にて）



図4 直会で伊勢音頭の場面（矢守草の根ハウス）



収め、それを翌年に馬頭人をつとめる市の人に預け、解散となる。この文書箱は、つねに翌年の馬頭人が預かることになつており、一年後の初午の神社頭には、そのまた次の馬頭人に渡す。

解散後、大字矢守の人たちは一時に矢守の草の根ハウスに集まる。ここでは、矢守の初午講の事務引継ぎと直会がおこなわれる。直会の宴がたけなわになると、手拍子で伊勢音頭が歌われる。

直会の会場は、上の座敷の三方に幕を張り、上座とする。中央に馬頭人、左右には年齢順に初午講の構成員が順々に座る。この幕は、昭和五八年（一九八三）に馬頭人に当たった人が、奉納したものである。当時は直会の会場は馬頭人宅であり、幕の長さはそれに合わせて調製されていたという。すなわち、上の座敷の正面は半分が仏壇、半分が床の間であるので、正面は床の間を出し、仏間を隠す形で張ったという。そのまま、座敷の隅で折り曲げて下の座敷まで側面の襖に沿って張ったという。

この行事の行われる初午の日は、日曜日とは限らない。このことについて平成一四年（二〇〇二）、大字市と矢守とで協議があり、翌一五年からは、初午に近い日曜日にしようということになった。ただ、この年は、初午である二月二日があった。また日曜日だった。

一方、頭人を出さなかった大字市でも、直会はおこなわれているという。これをヒバン（被番）といい、大字矢守は、翌年がヒバンとなる。

#### 四 神社頭中間と初午講

翌年の馬頭人に預けられる文書箱には、記名・交合に使われる「神社頭初午順番控帳」を含め次の三点の文書が収められている。

- 1 神社頭初午順番控帳 神社頭中間（自寛文二年）
- 2 神社頭初午順番控帳 神社頭中間（自明治四一年）
- 3 神社頭初午順番控帳 神社頭中間（自平成一二年）

文書箱には、本体・蓋ともに箱書はみあたらず、いつからどのような形で回し伝えられていたのか、詳しいことはわからない。ただ、大字矢守と大字市の両方で、神社頭中間が形成されていることが分かる。

また、矢守の文書として、

- A 当番  
被番 初午講収支明細帳 初午講（自昭和三二年）
- B 初午講 頭人当番・臨時当番  
宮・参・番・世・話・番 各年繰出帳
- C 神社頭初午順番扣帳 神社頭中間（自寛文二年）
- D 寛文式年 神社頭當番并御年貢諸事留帳
- E 豊満神社御旅所社標建設篤志扣 初午講中（大正六年三月）

F 誓約証（写）（明治四一年）

の六点があり、「明治式拾七年新調 神社頭講函 講中ノ神社頭講中」に納められていたが、近年は菓子箱などを再利用した紙箱に、便宜上いれられている。

これらの文書群の存在からは、この行事は寛文二年（一六

六二)にさかのぼることができ、それぞれの大字で初午講が組織され、ふたつの初午講の講員を合わせた形で、神社頭中間が形成されているものと見てよいだろう。この神社頭中間は、Fの「誓約書(写)」では、神社頭講と表現されている<sup>14)</sup>。

なお、馬頭人を出す年をトウバン、出さない年をヒバンというが、矢守の文書AおよびBの表題から、「当番」「被番」の字が宛てられていることや、ヒバンを臨時当番とも呼んでいたことがわかる。

さて、前述したように大字市では、初午講は五軒の家で構成しているが、大字矢守では二十九軒で構成している。しかし以前は、矢守は三軒の家と決まっていた。

明治四一年(一九〇八)二月二十四日に作成された「神社頭初午順番控帳 神社頭中間」(2の史料)には、

神社頭宗家八拾五軒ニシテ歴世大神ノ御神饌シ奉仕致シ居リ候ニ付キテ八将来其旨ヲ奉載シテ子々孫々ニ至ル迄堅ク神明ニ誓フモノトス

誓文

今般相方立会ノ上此ノ帳帳簿ヲ制冊シ旧来使用セシ台帳式冊八永世貴重品トシテ保管持維致候ニ付キ八以後此台帳ノ外神社頭ニ八別冊帳簿八無之候ニ付キ毀損ナキ様大切ニ取扱ノベキモノニ候也

明治四十一年二月廿四日

とあり、これによると、馬頭人の権利を有する家筋一五軒を「神社頭宗家」と表現し、豊満の神に対して御神饌(おそらく千力餅)を饗応する職能を持っていたと考えられている。

同じく、明治四一年(一九〇八)二月二十四日に製作された「誓約証(写)」(Fの史料)では、

往古ヨリ式ノ如ク大宮下之郷頭人相當相勤ノ来リ候処明治中年ニ於テ講員中些力紛議相生候為メ全部ノ交際ヲ欠キ居候処今般相方ヨリ講員中代表者ヲ撰定シ熟議ノ上左記条項ヲ相定候事

第壹条 下之郷神社頭八其ノ系統正シク宗家拾五軒ノ処

大字市七軒大字矢守五軒大字南野々目参軒トス

とあり、明治の中頃にトラブルがあつて行事が中断されていたこと、神社頭を受けることができるのは、市の七軒、矢守の五軒、南野々目三軒、合わせて十五軒の「宗家」であること、当面の間、南野々目は神社頭を受けないこと、が分かる。

この七軒・五軒・三軒の一五軒の順番は、「神社頭初午順番扣帳」(Cの史料)によると、次のような順序であつた<sup>15)</sup>。

寛文弐年

寅二月二日

初午之順次

寛文弐年	市村
三年	市村
四年	市村
五年	矢守村
六年	市村
七年	野々目村
八年	市村

〃 九年	市村
〃 十年	矢守村
〃 十一年	矢守村
〃 十二年	野々目村
〃 十三年	野々目村
延寶元年	市村
〃 三年	矢守村
〃 四年	矢守村

(月日と人名は省略した)

こういった順序は、近世後期には崩れ始め、明治に入ると「野々目分」として矢守は勤める例<sup>(16)</sup>が見えてくる。その理由が何であるかは不明であるが、「誓約証(写)」(Fの史料)に見える「紛議」と関係するものであろう。

こういった家数が決まっている講組織は、長男だけがその株を相続する形をとるが、大字矢守では、分家も初午講に入れるよう改革がなされたといわれている<sup>(17)</sup>。その結果、馬頭人と共に奉告祭に参列する宮参番や字での直会の準備にあたる世話番を新たに設けたのではないだろうか。

現在、大字矢守では、馬頭人(トウバン)とヒバン、宮参り番、世話番は、ともに集落の家並びを基準とした輪番制をとっており、いずれも順番は同じである。ただ、は一人、とはそれぞれ五〜六人づつとなっており、一年で進む軒数が異なっている。当然、が重なって当たる場合もある。が重なった場合は兼任するが、が当たった場合はそれが優先となり、は飛ばすことになっている<sup>(18)</sup>。

## 五 ビシャトウ行事の変遷

ビシャトウ行事の変遷については、あまりわかっていない。近世の様子については「神社頭初午順番扣帳」(Cの史料)に「二月初午振舞之事」として若干の記述があったのみである。

一 振舞者一汁一菜

酒八おりへ二三ボん

右之通り相極メ申候間

無之相違當日ヲ相勤メ

可申者也依テ如件

寛文弍年

寅二月二日

しかし、これ以降の詳細は、明治時代に入るまで不明である。先述の「誓約証(写)」には明治四一年(一九〇八)段階のビシャトウ行事の様子が次のように規定されている。

第参条 祭典式后當家ニ於ケル参列員八神官巫覡供ニテ

参人並ニ参列講員トス

第四条 大宮ニ於ケル祭典式八午前七時終了ニ就キ講員

集合ヲ午前八時トシ退散八正午拾貳時トス

第五条 装束並帳簿ノ受渡八集合ノ際神官講員ノ上ニテ

引キ継ギ可キコト

第六条 頭受八装束並ニ帳簿引継受領ノ上講員一同着席

次イデ頭受ノ式トシ配膳ノ前ニ行フモノトス

明治末期には、豊満神社の神前における神事は、午前七時に

終了するよう、早朝からおこなわれており、神事後、頭渡り（頭受）があり、豊満神社の神職および講員が立会いの下で装束と帳簿の受け渡しが行われていた。その後八時から正午まで直会が行われた。「頭受ノ式トシ配膳ノ前二行フモノトス」とあることから、直会の直前に、新しい馬頭人の家で受け渡されていた可能性もある。

### おわりに

豊満神社下之郷のビシャトウについて、地域の人たちは、頭人就任の「奉告祭」であるにとらえている。しかし、それ以外に年頭の行事として、いくつかの要素が複合していることも確かである。

馬頭人が、餅にかかわる職能を持ち、それを神前に奉納することは、近江のオコナイ行事はもちろん、修正会・修二会にみられる荘厳の壇供餅にも通じる。馬頭の家で直会をするスタイルも、オコナイ行事の特徴のひとつである<sup>(19)</sup>。

また、ビシャトウという呼び名は、各地の神社で行われる年頭の弓始の行事「オビシヤ」「ビシヤ」に通じる。弓始は、もともと武家の年中行事に起源を持つが、各地で吉凶を占ったり、邪鬼を払ったりする呪術的な意味をもって行事として続けられている。

一方で、愛知川の水利にかかわる、愛知川流域の祭祀組織の重層性が垣間見られる行事でもある<sup>(20)</sup>。下之郷の馬頭人の衣装は、上之郷・中之郷の馬頭人とは色が異なることから、

格が上であるという伝承もあった。大渡りの御旅所が大字市にあることや、上之郷・中之郷では、このような馬頭人の奉告祭は行われていないことから、ビシャトウ行事が下之郷で始められ、継承されてきた意味について、解明すべき余地がある。

湖東地域におけるこういった社寺の年中行事の調査はまだ端緒にすぎたばかりである。当面の課題として、オコナイを含めた年頭の諸行事への位置づけがあり、長期的には、愛知川の水利にかかわる、愛知川流域の祭祀組織の地理的な重層性の解明が、課題であろう。

### 註

- (1) 杉立繁雄『豊満神社と祭礼 古式祭を中心に』(私家版 一九八一)によると、宝暦一〇年(一七六〇)の氏子吟味によって、肥田郷四ヶ村が編入されたという。
- (2) 宮司の豊満智久氏のご教示による。
- (3) 愛知川町教育委員会町史編さん室目録番号(以下番号)A・3・2・2。なお、中川泉三編『近江愛智郡志』(滋賀県愛智郡教育会 一九二九)にも大部分が翻刻紹介されている。平成一五年(二〇〇三)一月一五日〜二月九日に、愛知川町びんてまりの館で開催した企画展「資料でたどる愛知川町のあゆみ」に際して作成した全文翻刻は、本誌収録の「中世文書から見た豊満神社」にあるので参照されたい。
- (4) 杉立前掲書。なお、大字豊満の中心部分の小字名が「大國」であることも、傍証となろう。

- (5) この紙背の記述は奥裏にあり、おそらく端から巻き取られていたこの文書の、由緒についてのメモであったと思われる。本誌収録「中世文書から見た豊満神社」を参照。
- (6) 『日本歴史地名大系 25 滋賀県の地名』（平凡社 一九九一）の「大國庄」の項による。
- (7) 『奈良県大般若経調査報告書 本文編』（奈良県教育委員会 一九九二年）所載の近世期の興福寺境内図を参照。従来、この松林院については十分検討されないまま、大國庄付近にあった寺院であると考えられていた。その原因の一つにこの梵鐘の銘文「興福寺権別松林院」が今日まで「興福寺推別松林院」と誤読されていたことが考えられる。「権別」は権別当職を指し、通常は興福寺内の子院が持つと考えられる。
- (9) 愛知川町大字東円堂の東漸寺に現存している。なお、銘文の拓本が、豊満神社文書（番号 A・5・1）にある。
- (10) 杉立前掲書を参照した。
- (11) なお、大日堂は、豊満神社の神宮寺（現、宝満寺）が浄土真宗に転宗した際に不用となった本尊大日如来を有志で祀った仏堂であると伝えられている。
- (12) 『日本歴史地名大系 25 滋賀県の地名』（平凡社 一九九一）の「豊満神社」の項による。なお、杉立前掲書では、大字市、矢守、南野々目の関係については触れられていないが、具体的な行事については紹介されていない。
- (13) 明治八年（一八七五）制定の神社祭式以後、祈年祭・新嘗祭などが全国標準としての祭祀として執り行われるように

(14) なった。一方で、神社固有の古伝祭祀を指す語として、普遍でない「特殊」な神事として表現された。つまり、特別な行事というよりはむしろ国家神道化されていない、従来の神事をさす言葉であった。明治以降、行事だけでなく、神饌も現在は画一化されてしまっているが、その神社特有の伝統を守った神饌を、「特殊神饌」というのも、同じ視点に立った表現である。なお、戦前の「特殊神事」についての全国的な資料として、『神祇院事務資料 官國幣社特殊神事調』（神祇院 一九四一）がある。

F「誓約書（写）」の末尾には、  
 右之条々神官立会ノ上相定メ候ニ付キテ八相方代表者八記名捺印シ決シテ相違ナキ様堅ク相守可申候依テ誓約書如件

神社頭講員

明治四十一年二月二十四日 市村代表者

某（印）

全 某（印）

全 某（印）

矢守代表者

某（印）

全 某（印）

全 某（印）

本冊八豊満神社二有之候依テ茲ニ写シ置クモノトス

人名は省略

とあり、初午講が神社頭講の下部組織として認識されているとは考えられない。この問題については、今後の検討課



題である。

(15) この順番表は、延宝への改元が記載されていることから、寛文二年の段階で決められた予定ではないことがわかる。

(16) 「神社頭初午順番帳」(Cの史料)によると、南野々目が最後に馬頭人を勤めたのは、明治一三年(一八八〇)である。その後、明治二〇年(一八八七)、明治二八年(一八九五)、明治三四年(一九〇一)は、「南野々目分」として矢守の住人が勤めている。

(17) 大字矢守の辻重昭氏(馬頭人)ほか、当日お集まりなされた皆様からのご教示による。

(18) 同右

(19) 湖東地域のオコナイ行事について、中澤成晃「彦根地方のオコナイ 彦根藩の宗教政策」(中澤成晃「近江の宮座とオコナイ」岩田書院 一九九五年。ただし、初出は一九六五年)は、彦根藩が農村の祭りの奢侈を禁じ、さらに、井伊家入部以前の「すなわち石田三成時代の遺風を払拭しようとしたことにより、民俗行事が崩壊していったと理解している。しかし、政治権力が目指したことは、逆にそれだけ民衆の力が強かったことの証明でもある。豊満神社のピシャトウは、オコナイという呼称ではないものの、共通点を持つ。おそらく、中澤が指摘したもう一つの理由「同地方が民俗調査の盲点になっていた」ことが正しい。

(20)

愛知川流域の重層的な祭祀の研究に、橋本章「灌漑水利関係による多集落間祭祀の擬似性 滋賀県愛知郡愛東町上岸本及び同郡湖東町中岸本の事例」(『京都民俗』一七一九九九)がある。また、豊満神社の氏子圏に隣接する湖東町北菩提寺に鎮座する押立神社も、押立郷一七ヶ村の総社であり、かつ六〇年に一度の大祭礼が執り行われている点で興味深い。ドケ祭に関する唯一の記述は森容子「押立神社古式祭ドケ祭について」(木村至宏編「近江の歴史と文化」思文閣出版 一九九五)であろう。そこでは、近世「明治の文献史料による分析がおこなわれているが、昭和四六年(一九七二)に行われた際の史料は検討されておらず、中澤(註19参照)の言うように、この地域の祭祀に関する民俗調査はまだ進んでいない。

付記

調査にあたりまして、豊満神社宮司豊満智久氏、二〇〇三年の馬頭人の辻重昭氏、大字市および大字矢守の皆様には、貴重なお話をいただきましたのみならず、史料の閲覧にも便宜を図ってくださいました。ここに感謝の意を述べたいと思います。また、特殊行事に関する理解には、福原敏男氏より多大なるご教示を賜りました。この場を借りて感謝申し上げます。